

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 9 号
件 名	新潟水俣病全被害者の救済と問題解決を求める意見書の提出について
要 旨	<p>新潟水俣病は公式確認から 50 年を迎えた。この間、最高裁は 2 度にわたって、現行の認定基準（昭和 52 年判断条件）では認められなかった被害者を水俣病患者と認めて、国や加害企業に賠償を命じた。最高裁は、認定基準の見直しを含む弾力的な運用を求めている。しかるに、本年 10 月末現在、新潟県、新潟市あわせて認定申請者が 148 名を数えているように、また国や昭和電工を被告にした訴訟が行われているように、新潟水俣病は終わっていない。本年 5 月 31 日、新潟市内で開催された新潟水俣病公式確認 50 年式典において、望月環境大臣（当時）は悲惨な公害が二度と繰り返されないよう、環境行政の推進に全力で取り組むことがみずからの使命であると述べたが、未救済被害者への対応については言及せずじまいであった。</p> <p>一方、新潟県知事は同日、今なお潜在患者が相当数いることを踏まえ、全ての被害者が救済を受けることができる恒久的な救済制度の確立等を求めるふるさとの環境づくり宣言 2015 を発表した。新潟市長も同様の意見である。</p> <p>また、水俣病特措法の救済判定をめぐる、国は異議申し立てができる行政処分には当たらないとの見解を示しているが、新潟県は処分性があるとして異議申し立てを認め、行政不服審査法に基づいて審理を行っている。新潟市も同様の考えであり、この件については、著名な行政法学者らが、国の見解はこれまでの判例、通説に反すると指摘している。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 27 年 12 月 1 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 27 年 11 月 25 日 第 4 8 7 号

については、新潟市議会において、国会並びに政府に対し次の事項について早急に取り組むよう求める意見書を提出されるよう陳情する。

記

- 1 新潟水俣病の早期解決に向けて、被害者、国、加害企業など関係者が一堂に会する話し合いの場を設けること。
- 1 平成 22 (2010) 年 4 月 16 日の水俣病特措法に関する閣議決定及び平成 23 (2011) 年 3 月 3 日のノーモア・ミナマタ新潟訴訟の和解条項にある阿賀野川流域住民の健康被害実態調査を実施すること。
- 1 潜在患者が名乗り出ることができるよう環境整備すること。
- 1 昭和 30 (1955) 年ごろから昭和 53 (1978) 年ごろまで阿賀野川の魚介類を喫食した県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別の取り組みを行うこと。
- 1 水俣病特措法の異議申し立てを認めること。